

ご注意
と税一納特
が額普別
変通の徴
更徴収
通知額は
書納期に
は切り替
え、本
「本人が
原則第一
とし納め
て一期の
異額を納
動月たは
届末く、
受第納期
理二期限
した説を
翌八月過
中月くい
旬末ださ
にない。
第三。普
送期通徴
付し収税
。額に
（第四限
月末り
に受ます
理した
場合既
は納納
翌々期
月になる
こ未

給与支払報告
特 別 徴 収
にかかる給与所得者異動届出書
就職の記載例

※ 処理 事項	1. 現年度	2. 新年度

〔1〕異動があった場合は、すみやかに提出してください。
※税額変更通知書は、届出を受理した翌月中旬に発送しますので、特別徴収の開始月は余裕を持ってご記入ください。

7年 9月 20日		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂1丁目1番地										特別徴収義務者 指 定 番 号		6500001											
魚津市長あて			名称	魚津工業(株)										宛名番号		1											
			代表者の 氏 名	魚津 一郎										担当 者	係	人事係	氏名	富山 花子									
			職 氏 名													電話	0765-23-1009										
		法人番号 又は個人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	9	8	7	6												
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ))		異 動 事 由		(ウ)の未徴収税額の 徴収方法		異 動 年 月 日															
フリガナ	タテヤマ イチロウ																										
氏名	立山 一郎				月分から				1. 退職 2. 転勤 3. 休業 4. 育児休業 5. 死亡 6. 会社解散 7. 徴収方法変更 8. 就職 9. その他		①. 特別徴収 a. 継続 → [3] 欄へ b. 開始 11 月分から		7年 9月 15日														
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3			普通徴収切替期別												
(1月1日現在の住所を必ず記入願います)					月分まで										普通徴収 3 期から切替希望												
旧住所	魚津市中央通り1番														※納期限を過ぎたものは、特別徴収 への切り替えができません。												
現住所	☑ 同上 ☐ 不明																										

〔2〕未徴収税額(〔1〕欄の(ウ))について、一括徴収または普通徴収する場合は、記入してください。
※1月1日から4月30日の期間に退職される場合は、本人の申出がない場合でも残税額を一括徴収することが義務づけられています。

1. 一括徴収 する場合	給与又は退職手当 等の支払予定日		一括徴収予定額		左記徴収予定額は下記分で納入します。	
	月	日	円	月分	(月10日納期分)	
2. 一括徴収 できない 場合	理由	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため				
		2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の額)を超える退職金などの支払がないため				

備考欄

〔3〕転勤等による特別徴収届出書
※転勤・再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合、前勤務先で〔1〕の欄を記入し、新勤務先へ回送願います。新勤務先では、〔3〕の欄を記入し送付してください。

月割額	円	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規													
月分から徴収し 納入します。			名称		法人番号 又は個人番号														
受給者番号			代表者の 職氏名印		担当 者	係	氏名												
給与支払方法 及びその期日			払込を希望する金融機関 の 所 在 地 及 び 名 称		電話														